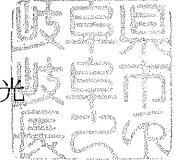


岐阜市福障第1180号

平成25年1月18日

指定障害福祉サービス事業者 様

岐阜市長 細江 茂光



岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）により改正されました障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号及び第43条において、市（中核市）は、条例で基準を定めることとされています。

このため、本市は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）に応じて岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「条例」という。）を公布し、平成25年4月1日から施行します。

条例各条の趣旨は下記のとおりです。市の独自基準により省令とは異なるところがありますので今後の事業運営にご留意をお願いします。

記

1 条例と省令との対照
別表を確認願います。

2 条例各条の解釈について

別表の「独自基準を規定するもの」欄において○印が付されている条については、以下によることとし、これら以外は次項に掲げる国の通知等の例によるものとします。

(1) 暴力団の排除（第4条）

この規定の趣旨は、岐阜市暴力団排除条例に基づいて、市と指定障害福祉サービス事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を設置する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととします。

したがって、貴事業所において該当する者がいないか等点検されますとともに、

今後の運営にあたり十分ご留意ください。

- (2) 運営規程（第33条第9号、第70条第10号及び第11号、第92条第12号及び第13号、第109条第10号及び第11号、第123条第8号及び第9号、第137条第10号及び第11号、第193条第10号及び第11号）

第33条第9号、第70条第10号等に、本市独自の基準として、運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き（訪問系のサービスを除く）」及び「苦情解決のための措置に関する事項」を盛り込むことを規定します。この規定の趣旨は、運営規程が、障害福祉サービス利用時の条件や留意事項等を、当該事業所の利用希望者等に対して予め示すもので、事業所の選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることを考慮し、これらの利用者等の権利を擁護するため特に重要な事項を運営規程に定めることとするものです。

したがいまして、貴事業所の運営規程において、別の条に規定する苦情解決（第41条等）や身体拘束等の禁止（第76条等）を遵守していく上で必要な事項が定められているかどうかを点検されますとともに、定められていない場合は、速やかに定めてください。

- (3) 掲示（第37条第2項、第75条第2項、第95条第2項）

第37条第2項等に本市独自の基準として、運営規程や重要事項説明書等の重要事項をインターネットを利用した閲覧に供するよう努めることを規定します。この規定の趣旨は、利用者との契約が前提とされている指定障害福祉サービス事業者においても、利用申込者に対しサービスの選択性の向上を図るものです。

したがいまして、貴事業所のホームページ等において、これらの掲示に努めるとともに、常に最新の情報が閲覧できるよう点検及び更新を実施してください。

- (4) 非常災害対策（第73条第3項）

第73条第3項に本市独自の基準として、風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努めることを規定します。この規定の趣旨は、災害時における施設の被災状況等を市へ報告することや二次避難所として災害時要援護者を受け入れる旨の協定を市と結ぶこと等、市と指定障害福祉サービス事業者が協働することにより、岐阜市地域防災計画の推進を図るものです。

なお、本市は地域防災計画を毎年策定していますので、岐阜市ホームページ等で最新の内容を確認してください。

3 条例の解釈として準用する国の通知等

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について平成18年12月6日付け障発1206001厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ・ 指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29

日付け厚生労働省告示第538号)

- ・厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第540号)
- ・厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第542号)
- ・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第544号)
- ・指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第547号)
- ・食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第545号)
- ・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第553号)
- ・指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会・児童家庭局長連名通知)
- ・「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について（平成16年9月29日付け障発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成18年10月2日付け障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日付け障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ・就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について（平成19年4月2日付け障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて（平成20年4月25日付け障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について（平成20年7月8日付け障発第0708001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

なお、以上の通知等のほか、国から発出されている又は今後発出される省令に関連する通知等については、独自基準による部分を除き指定障害福祉サービス事業者に対する指定、指導及び監督の基準としますのでご留意くださいますようお願い致します。

別表 岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例	省令	独自基準※を規定するもの
第1条 (趣旨)	—	
第2条 (定義)	第2条	
第3条 (指定障害福祉サービス事業者の一般原則)	第3条	
第4条 (暴力団の排除)	—	○
第5条 (指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準)	—	
第6条 (基本方針)	第4条	
第7条 (従業者の員数)	第5条	
第8条 (管理者)	第6条	
第9条 (準用)	第7条	
第10条 (設備及び備品等)	第8条	
第11条 (内容及び手続の説明及び同意)	第9条	
第12条 (契約支給量の報告等)	第10条	
第13条 (提供拒否の禁止)	第11条	
第14条 (連絡調整に対する協力)	第12条	
第15条 (サービス提供困難時の対応)	第13条	
第16条 (受給資格の確認)	第14条	
第17条 (介護給付費の支給の申請に係る援助)	第15条	
第18条 (心身の状況等の把握)	第16条	
第19条 (指定障害福祉サービス事業者等との連携等)	第17条	
第20条 (身分を証する書類の携行)	第18条	
第21条 (サービスの提供の記録)	第19条	
第22条 (指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)	第20条	
第23条 (利用者負担額等の受領)	第21条	
第24条 (利用者負担額に係る管理)	第22条	
第25条 (介護給付費の額に係る通知等)	第23条	
第26条 (指定居宅介護の基本取扱方針)	第24条	
第27条 (指定居宅介護の具体的取扱方針)	第25条	
第28条 (居宅介護計画の作成)	第26条	
第29条 (同居家族に対するサービス提供の禁止)	第27条	
第30条 (緊急時等の対応)	第28条	
第31条 (支給決定障害者等に関する市町村への通知)	第29条	
第32条 (管理者及びサービス提供責任者の責務)	第30条	
第33条 (運営規程)	第31条	○(第9号)
第34条 (介護等の総合的な提供)	第32条	
第35条 (勤務体制の確保等)	第33条	
第36条 (衛生管理等)	第34条	
第37条 (掲示)	第35条	○(第2項)
第38条 (秘密保持等)	第36条	
第39条 (情報の提供等)	第37条	
第40条 (利益供与等の禁止)	第38条	
第41条 (苦情解決)	第39条	
第42条 (事故発生時の対応)	第40条	
第43条 (会計の区分)	第41条	

第44条	(記録の整備)	第42条	
第45条	(準用)	第43条	
第46条	(従業者の員数)	第44条	
第47条	(管理者)	第45条	
第48条	(設備及び備品等)	第46条	
第49条	(同居家族に対するサービス提供の制限)	第47条	
第50条	(運営に関する基準)	第48条	
第51条	(基本方針)	第49条	
第52条	(従業者の員数)	第50条	
第53条	(管理者)	第51条	
第54条	(設備)	第52条	
第55条	(契約支給量の報告等)	第53条	
第56条	(サービスの提供の記録)	第53条の2	
第57条	(利用者負担額等の受領)	第54条	
第58条	(利用者負担額に係る管理)	第55条	
第59条	(介護給付費の額に係る通知等)	第56条	
第60条	(指定療養介護の取扱方針)	第57条	
第61条	(療養介護計画の作成等)	第58条	
第62条	(サービス管理責任者の責務)	第59条	
第63条	(相談及び援助)	第60条	
第64条	(機能訓練)	第61条	
第65条	(看護及び医学的管理の下における介護)	第62条	
第66条	(その他のサービスの提供)	第63条	
第67条	(緊急時等の対応)	第64条	
第68条	(支給決定障害者に関する市町村への通知)	第65条	
第69条	(管理者の責務)	第66条	
第70条	(運営規程)	第67条	○(第10号・第11号)
第71条	(勤務体制の確保等)	第68条	
第72条	(定員の遵守)	第69条	
第73条	(非常災害対策)	第70条	○(第3項)
第74条	(衛生管理等)	第71条	
第75条	(掲示)	第72条	○(第2項)
第76条	(身体拘束等の禁止)	第73条	
第77条	(地域との連携等)	第74条	
第78条	(記録の整備)	第75条	
第79条	(準用)	第76条	
第80条	(基本方針)	第77条	
第81条	(従業者の員数)	第78条	
第82条	(従たる事業所を設置する場合における特例)	第79条	
第83条	(準用)	第80条	
第84条	(設備)	第81条	
第85条	(利用者負担額等の受領)	第82条	
第86条	(介護)	第83条	
第87条	(生産活動)	第84条	
第88条	(工賃の支払)	第85条	
第89条	(食事)	第86条	
第90条	(健康管理)	第87条	
第91条	(支給決定障害者に関する市町村への通知)	第88条	
第92条	(運営規程)	第89条	○(第12号・第13号)

第93条	(衛生管理等)	第90条	
第94条	(協力医療機関)	第91条	
第95条	(掲示)	第92条	○(第2項)
第96条	(準用)	第93条	
第97条	(基準該当生活介護の基準)	第94条	
第98条	(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)	第94条の2	
第99条	(準用)	第95条	
第100条	(基本方針)	第114条	
第101条	(従業者の員数)	第115条	
第102条	(準用)	第116条	
第103条	(設備及び備品等)	第117条	
第104条	(指定短期入所の開始及び終了)	第118条	
第105条	(入退所の記録の記載等)	第119条	
第106条	(利用者負担額等の受領)	第120条	
第107条	(指定短期入所の取扱方針)	第121条	
第108条	(サービスの提供)	第122条	
第109条	(運営規程)	第123条	○(第10号・第11号)
第110条	(定員の遵守)	第124条	
第111条	(準用)	第125条	
第112条	(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)	第125条の2	
第113条	(準用)	第125条の3	
第114条	(基本方針)	第126条	
第115条	(従業者の員数)	第127条	
第116条	(準用)	第128条	
第117条	(準用)	第129条	
第118条	(実施主体)	第130条	
第119条	(事業所の体制)	第131条	
第120条	(障害福祉サービスの提供に係る基準)	第132条	
第121条	(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)	第133条	
第122条	(サービス利用計画の作成)	第134条	
第123条	(運営規程)	第135条	○(第9号)
第124条	(準用)	第136条	
第125条	(基本方針)	第137条	
第126条	(従業者の員数)	第138条	
第127条	(管理者)	第139条	
第128条	(設備)	第140条	
第129条	(入退居)	第141条	
第130条	(入退居の記録の記載等)	第142条	
第131条	(利用者負担額等の受領)	第143条	
第132条	(利用者負担額に係る管理)	第144条	
第133条	(指定共同生活介護の取扱方針)	第145条	
第134条	(サービス管理責任者の責務)	第146条	
第135条	(介護及び家事等)	第147条	
第136条	(社会生活上の便宜の供与等)	第148条	
第137条	(運営規程)	第149条	○(第10号・第11号)
第138条	(勤務体制の確保等)	第150条	
第139条	(支援体制の確保)	第151条	

第140条	(定員の遵守)	第152条	
第141条	(協力医療機関等)	第153条	
第142条	(準用)	第154条	
第143条	(基本方針)	第155条	
第144条	(従業者の員数)	第156条	
第145条	(準用)	第157条	
第146条	(準用)	第158条	
第147条	(利用者負担額等の受領)	第159条	
第148条	(訓練)	第160条	
第149条	(地域生活への移行のための支援)	第161条	
第150条	(準用)	第162条	
第151条	(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)	第163条	
第152条	(準用)	第164条	
第153条	(基本方針)	第165条	
第154条	(従業者の員数)	第166条	
第155条	(準用)	第167条	
第156条	(設備)	第168条	
第157条	(サービスの提供の記録)	第169条の2	
第158条	(利用者負担額等の受領)	第170条	
第159条	(記録の整備)	第170条の2	
第160条	(準用)	第171条	
第161条	(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)	第172条	
第162条	(準用)	第173条	
第163条	(基本方針)	第174条	
第164条	(従業者の員数)	第175条	
第165条	(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)	第176条	
第166条	(準用)	第177条	
第167条	(認定指定就労移行支援事業所の設備)	第178条	
第168条	(準用)	第179条	
第169条	(実習の実施)	第180条	
第170条	(求職活動の支援等の実施)	第181条	
第171条	(職場への定着のための支援の実施)	第182条	
第172条	(就職状況の報告)	第183条	
第173条	(準用)	第184条	
第174条	(基本方針)	第185条	
第175条	(従業者の員数)	第186条	
第176条	(準用)	第187条	
第177条	(設備)	第188条	
第178条	(実施主体)	第189条	
第179条	(雇用契約の締結等)	第190条	
第180条	(就労)	第191条	
第181条	(賃金及び工賃)	第192条	
第182条	(実習の実施)	第193条	
第183条	(求職活動の支援等の実施)	第194条	
第184条	(職場への定着のための支援等の実施)	第195条	
第185条	(利用者及び従業者以外の者の雇用)	第196条	
第186条	(準用)	第197条	
第187条	(基本方針)	第198条	

第188条 (準用)	第199条	
第189条 (準用)	第200条	
第190条 (工賃の支払等)	第201条	
第191条 (準用)	第202条	
第192条 (実施主体等)	第203条	
第193条 (運営規程)	第204条	○(第10号・第11号)
第194条 (工賃の支払)	第205条	
第195条 (準用)	第206条	
第196条 (基本方針)	第207条	
第197条 (従業者の員数)	第208条	
第198条 (準用)	第209条	
第199条 (準用)	第210条	
第200条 (家事等)	第211条	
第201条 (勤務体制の確保等)	第212条	
第202条 (準用)	第214条	
第203条 (従業者の員数等に関する特例)	第215条	
第204条 (設備の特例)	第216条	
第205条 (従業者の員数に関する特例)	第217条	
第206条 (設備及び定員の遵守に関する特例)	第218条	
第207条 (委任)	—	

※「独自基準」とは、省令には規定されていない基準又は省令とは異なる基準を本市が独自に定めたもの